

板橋区自殺対策地域協議会設置要綱

平成 30 年 10 月 15 日 区長決定
(一部改正 令和 4 年 2 月 22 日 部長決定)

(設 置)

第 1 条 板橋区における自殺対策について、関係機関が連携・協力して総合的かつ効果的な推進を図るため、板橋区自殺対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 地域協議会は次の事項について協議する。

- (1) 板橋区自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺の発生状況・背景についての情報共有に関すること。
- (3) 板橋区自殺対策計画の推進及び関係施策の連携に関すること。
- (4) 板橋区自殺対策計画の評価に関すること。
- (5) その他板橋区自殺対策計画の総合的な推進に関すること。

(構 成)

第 3 条 地域協議会は委員 21 名以内をもって構成する。

(委 員)

第 4 条 委員は次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2 地域協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開 催)

第 6 条 地域協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 地域協議会は原則として公開で行うものとする。ただし、地域協議会の決定により、非公開とすることができる。

(謝 礼)

第 8 条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(庶 務)

第 9 条 地域協議会の庶務は、健康生きがい部健康推進課において処理する。

(委 任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 4 年 5 月 25 日から施行する。